

(建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験)

平成30年度 2級建設機械施工技術検定試験

【学科試験のみ】(第2回)^{注1)}

受 檢 の 手 引

| | | | | | |
|-------|---|------------|------------|-------------|-----|
| 受付期間 | 平成30年9月20日(木)～11月2日(金) 締切日「11月2日(金)」の消印まで有効(消印のある場合) | | | | |
| 学科試験日 | 平成31年1月20日(日) | | | | |
| 学科試験地 | 北広島市 広島市 | 東京都 高松市 | 新潟市 福岡市 | 名古屋市 那覇市 | 大阪市 |
| | | | | | |

※会場準備の都合により、東北地域を除く9会場となっております。

※学科試験地は、都合により変更する場合があります。

【注意】

注1)：本手引きは、平成31年1月20日に実施する「学科試験のみ(第2回)」を受検される方のための手引です。この試験に合格された方は、平成31年度から平成41年度(2029年度)までに実施される2級実地試験のいずれかを、連続して2回まで受検することができます。なお、実地試験の受検には、「2級【実地試験】(1回目)」または「2級【実地試験】(2回目)」の受検の手引が必要となります。

注2)：この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。

注3)：当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当協会とは全く関係ありません。当協会は代行機関は一切設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っておりません。

注4)：受検申込の書類を提出した後は、記入した内容(受検種別等)の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般
社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的に、建設業法第27条に基く国土交通大臣の指定する機関として、一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

平成27年12月26日付けの建設業法施行令の一部改正により、平成31年3月31日時点で17歳以上になる者であれば、実務経験がなくても学科試験を受検できることになりました。この学科試験は、従来からの技術検定試験（学科試験と実地試験を合わせて申し込む試験）と区別するため、「学科試験のみ」という呼称で実施しています。

「学科試験のみ」を受検し合格した場合は、学歴に応じた実務経験を積んだ後「実地試験（1回目）」を受検し、これに合格し所定の手続きを行うことで国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2級建設機械施工技士」と称することが認められるとともに、建設業法に定められた一般建設業の許可要件である営業所における「専任技術者」及び工事現場における「主任技術者」となることが認められます。

なお、「実地試験のみ（1回目）」の試験は、「学科試験のみ」を受検し合格した年度から12年以内（合格年度を含む）に実施され、かつ連続する2回の試験に限られます。また、「学科試験のみ」と「実地試験（1回目）」は同一年度では受検できませんので注意してください。

注) 1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「受検資格」「受検票」「受験希望地」等の文言を使用しています。

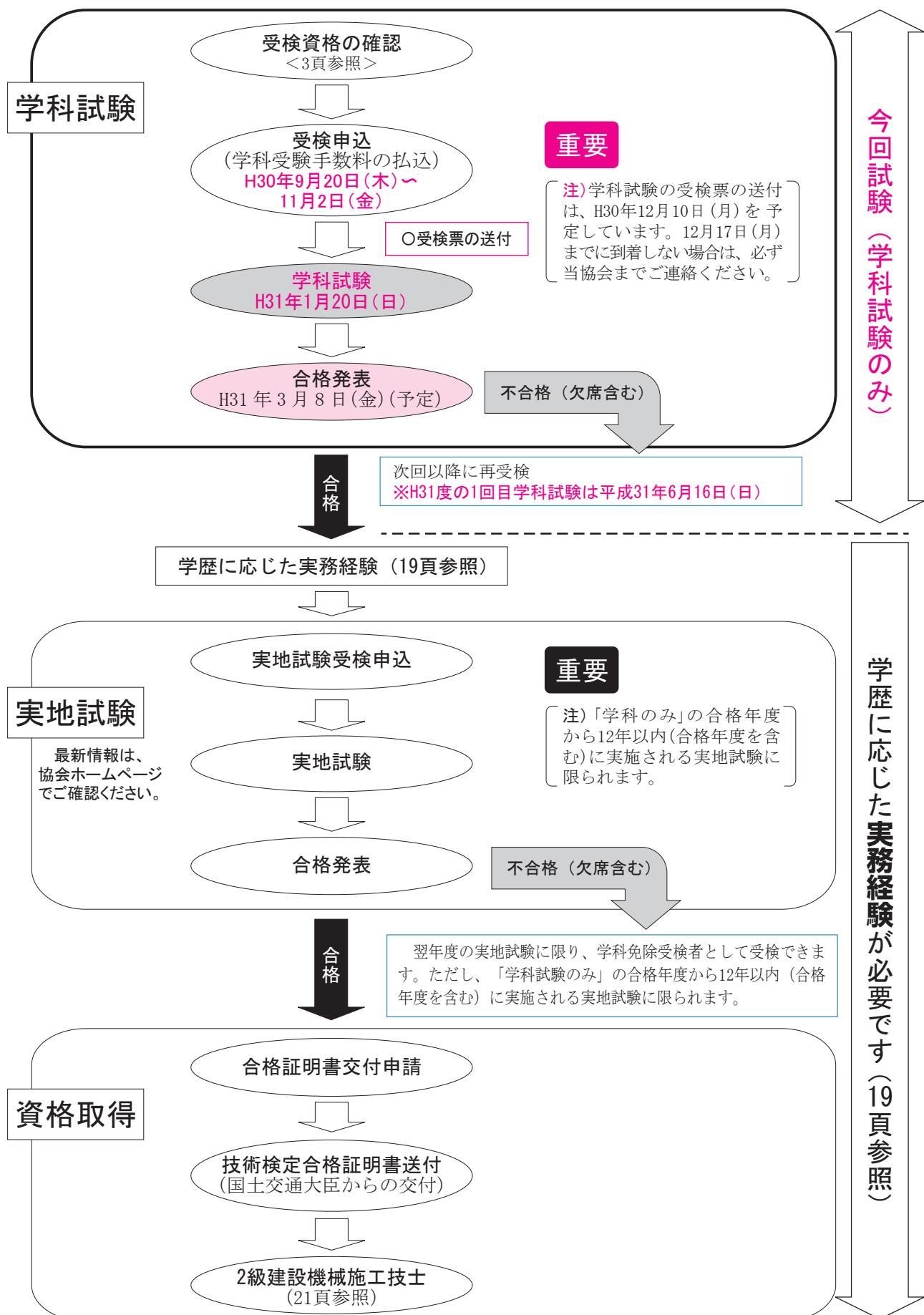
2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は建設業法施行令により定められた額となっております。

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 2級建設機械施工技士の資格取得まで | 2 |
| 1. 受検資格と申込みに必要な書類 | 3 |
| 2. 受検種別（建設機械の種類）について | 4 |
| 3. 試験の方法及び内容 | 4 |
| 4. 試験の日時及び試験地等 | 7 |
| 5. 受験手数料 | 7 |
| 6. 受験申込みについて | 7 |
| 7. 住所変更等について | 9 |
| 8. 受験地変更について | 9 |
| 9. 受験の取り消しについて | 9 |
| 10. 学科試験にあたっての注意 | 9 |
| 11. 合格発表及び通知 | 10 |
| 12. 不正行為に対する措置 | 11 |
| 13. 個人情報について | 11 |
| 14. 申込書類の作成方法（記入例） | 12 |
| 15. よくある質問 | 17 |
| 16. 実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について | 19 |
| 17. 参考 | 20 |
| ※変更届 | 24 |

2級建設機械施工技士の資格取得までの流れ

注) 月日まで記載の事項については、実施の都合上変更する場合があります。



今回試験 (学科試験のみ)

学歴に応じた実務経験が必要です (19頁参照)

2級建設機械施工技術検定（学科試験のみ）（第2回）

1. 受検資格と申込みに必要な書類

(1) 受検資格

平成31年3月31日時点で満17歳以上となる者

(2) 申し込みに必要な書類（下記の①～⑤の書類）

※申込書類に不備や不足があると、受検できない場合がありますのでご注意ください。

① 受検申請書類 2枚

- 履歴票・受検申請書 1枚
写真票・受験手数料振替払込受付証明書貼付書 1枚
 同封の指定用紙を使用してください。

② 受検申込書 1枚（コンピュータ入力票）

- 同封の指定用紙を使用してください。

③ 本籍地記載の住民票 1通

住民票は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

- 取得後6ヶ月以内のもの。

- 住民票のコピーは不可。

- 外国籍の方は国籍・通称名記載のものが必要です。

④ パスポート用カラー証明写真 1枚

写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真

- ① 縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの

- ② 6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなし

- ③ 無背景、無帽、正面を向いたもの（概ね肩から上）

- 以下の写真は使用できません。

- ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの
- ・背景（壁・窓・カーテン等）があるものや背景と服の色が同じもの
- ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの
- ・前髪、メガネのフレームが目にかかっているものや照明が反射しているもの
- ・サングラス、色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの
- ・写真の人物像の頭頂部から頬までの長さが3センチ以下のもの

- 写真の裏に、氏名、受検する級、受験希望地を記入してください。

- 写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。

（セロテープ使用不可。写真に傷や汚れがつかないよう注意してください）

⑤ 受検手数料振替払込受付証明書

- 受検手数料は、同封の振替払込用紙により、受検者ごとに払い込んでください。

1つの種別を受検する場合は10,100円、2つの種別の受検は20,200円です。

（払込手数料は受検申込者の負担となります。）

- 振替払込受付証明書を受検申請書類の振替払込受付証明書貼付欄にはがれなく全面のり付けしてください。

- 振替払込請求書兼受領証は受検者本人が保管してください。（領収書に代えさせていただきます。）

- ATM（現金自動預払機）を利用して払込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、その原本を振替払込受付証明書貼付欄に全面のり付けしてください。証明書は、本人の控えとして必ずコピーを取ってください。

インターネットや電信振替での振込は受付けておりません。

2. 受検種別（建設機械の種類）について

2級の建設機械施工技術検定試験は、下表の第1種から第6種の種別により実施します。平成30年度の学科試験で受検できる種別は最大で2つの種別までです。（詳細は、下記の3. を参照）

| 種 別 | 内 容 |
|-----|---|
| 第1種 | ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工 |
| 第2種 | パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工 |
| 第3種 | モーター・グレーダーによる施工 |
| 第4種 | ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工 |
| 第5種 | アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スペッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工 |
| 第6種 | くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工 |

3. 試験の方法及び内容

学科試験は、各種別に共通する土木工学、建設機械原動機、石油燃料、潤滑剤、法規に関する「共通問題」と、各種別の建設機械、建設機械施工法に関する「種別問題」について、択一のマークシート方式により行います。

試験は、**最大2つの種別を受検できますが、試験の時間割の都合上、奇数種別（1種、3種、5種）と偶数種別（2種、4種、6種）のグループから各1つの種別の選択となります。**

受検可能な種別の組合せは、第1種と第2種、第1種と第4種、第1種と第6種、第2種と第3種、第2種と第5種、第3種と第4種、第3種と第6種、第4種と第5種、第5種と第6種の9通りです。

- 学科試験は「共通問題」と「種別問題」で構成されています。
- 共通問題は、全ての学科受検者が受検しなければなりません。**
- 種別問題は、受検者が選択した1つ又は2つの種別についての試験です。
- 共通問題及び種別問題ともに、択一のマークシートによる解答方式です。
- 共通問題と種別問題の両方あるいはいずれかひとつを受検しなかった場合は「欠席扱い」となります。不合格通知は送付いたしません。
- 共通問題を欠席した受検者は、種別問題を受検できません。**

※学科試験の時間割は、7頁を参照してください。

（参考）平成30年6月17日に実施した学科試験問題は、協会ホームページに2級「学科・実地試験」の学科試験問題として掲載しております。

試験内容の詳細は次表を参照してください。

| 試験区分 | 試験科目 | 試験基準 |
|------|---------------|---|
| 共通 | 土木工学 | 1. 建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 2. 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。 |
| | 建設機械原動機 | 1. 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。 2. 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 3. 機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。 |
| | 石油燃料 | 石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 |
| | 潤滑剤 | 潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 |
| | 法規 | 建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。 |
| 第1種 | トラクター系建設機械 | 1. トラクター系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. トラクター系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. トラクター系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。 |
| | トラクター系建設機械施工法 | 1. トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. トラクター系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。 |
| 第2種 | ショベル系建設機械 | 1. ショベル系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. ショベル系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. ショベル系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。 |
| | ショベル系建設機械施工法 | 1. ショベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. ショベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. ショベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. ショベル系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。 |
| 第3種 | モーター・グレーダー | 1. モーター・グレーダーの構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. モーター・グレーダーの運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. モーター・グレーダーの衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。 |
| | モーター・グレーダー施工法 | 1. モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. モーター・グレーダーによる建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。 |

| 試験区分 | 試験科目 | 試験基準 |
|------|--------------|---|
| 第4種 | 締め固め建設機械 | <ol style="list-style-type: none"> 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 締め固め建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 締め固め建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。 |
| | 締め固め建設機械施工法 | <ol style="list-style-type: none"> 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 締め固め建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。 |
| 第5種 | ほ装用建設機械 | <ol style="list-style-type: none"> ほ装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 ほ装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 ほ装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。 |
| | ほ装用建設機械施工法 | <ol style="list-style-type: none"> ほ装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 ほ装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 ほ装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 ほ装用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。 |
| 第6種 | 基礎工事用建設機械 | <ol style="list-style-type: none"> 基礎工事用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 基礎工事用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 基礎工事用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。 |
| | 基礎工事用建設機械施工法 | <ol style="list-style-type: none"> 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。 |

4. 試験の日時及び試験地等

(1) 試験の日時

| 試験区分 | 日 | 時 |
|------|---------------|-----------|
| 学科試験 | 平成31年1月20日(日) | 午前9時15分から |

(2) 学科試験の試験地（予定）

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|---------------|-----|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| (北海道) 北広島市 | 東京都 | (新潟県) 新潟市 | (愛知県) 名古屋市 | (大阪府) 大阪市 | (広島県) 広島市 | (香川県) 高松市 | (福岡県) 福岡市 | (沖縄県) 那覇市 |

※会場準備の都合により、東北地域を除く9会場となっております。

※学科試験地は都合により変更する場合があります。

(3) 学科試験の時間割（予定）

| 試験区分 | 入室時刻 | 試験準備 (試験問題配布等) | 試験時間 |
|----------------------------|-----------------|-------------------|---------------|
| 共通問題注1 (択一式) | 9時15分 | 9時15分～9時30分 | 9時30分～10時30分 |
| 種別問題(第2種、第4種、第6種) (択一式) | 11時15分 | 11時15分～11時25分 | 11時25分～12時25分 |
| (昼休み) | (12時25分～13時25分) | | |
| 種別問題(第1種、第3種、第5種) (択一式) | 13時25分 | 13時25分～13時35分 | 13時35分～14時35分 |

注1 共通問題は、すべての学科受験者が受験しなければなりません。共通問題を欠席すると2時間目以降の種別問題を受験することはできません。なお、問題解答は択一で、マークシート方式で行います。

5. 受験手数料

受験手数料は下表のとおりです。「6. 受検申込みについて」に従い、受付期間内の平成30年11月2日までに払込を行ってください。期日を過ぎると受検できません。

| | |
|----------|---------|
| 1つの種別を受検 | 10,100円 |
| 2つの種別を受検 | 20,200円 |

6. 受検申込みについて

(1) 受検申込の受付期間

平成30年9月20日(木)～平成30年11月2日(金)

※当日の消印まで有効ですが、料金別納や後納による消印のない郵便は、平成30年11月2日までに必着とし、期日を過ぎた受検申込は受付しません。

(2) 提出先

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(3) 受検申込方法と注意事項

- ①申込書類は、**必要な書類すべてに必要事項を記載のうえ一括同封により郵送**してください。
必要書類の不足及び記入漏れや誤記など書類に不備がある場合は、受検ができないことがありますので、十分に確認し申請してください。
- ②申込書類一式を指定の申込み用封筒（オレンジ色）に入れ、**必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便として、郵送**してください（ポストへは投函しないでください）。
- ※**受検者別に個別の封書で申込してください。同じ会社や学校であっても、複数者による一括の申込は受付しません。また、直接持参や宅配便等を利用した申込も受付しません。
- ③学科試験の受験手数料は、**指定の郵便振替払込用紙**により払込をし「**郵便振替払込受付証明書**」を申請書の添付欄に全面にのり付けして**貼付**してください。**ATMを利用して払込む場合は、ご利用明細書の原本を貼付**してください。また、控えとして必ず**コピーをとり申込者で保管**してください。
- 郵便局窓口の郵便振替業務（受験手数料の払込み）は午後4時までです。注意してください。
また、インターネットや電信振替による払込手続きは受付しません。
- ④**平成30年11月2日(金)の消印までの申込が有効となります（消印のないものは11月2日必着）。**受付期間を過ぎた申込は受付しません。期日を過ぎて受験手数料の払込をした者へは、試験事務手数料を差し引いたうえで2月中旬頃を目安に返金させていただきます。
- ⑤受検申込後に受検を取り消す場合は、9頁の「9. 受検の取り消しについて」による取消を行ってください。受検の取り消し手続きをすることなく試験当日に欠席した場合は、受験手数料は返金しません。取り消し手続きの期限を過ぎた場合も欠席扱いとなり受験手数料は返金しません。
- ⑥受験手数料の払込み後の「**払込金受領証（お客様用）**」は領収書に代えさせていただきますので紛失しないように保管してください。**※当協会から領収書の発行はいたしません。**
- ⑦**申込書類の到着確認は、当協会への問合せでは確認できません。**簡易書留発送時に郵便局で渡される「**書留・特定記録郵便物等受領証**」に記載の「**お問い合わせ番号**」により、**日本郵便のホームページ等で確認**してください。
- ⑧受検資格のない受検申請者及び上記①等により受検できない受検申請者若しくは⑤により受検を取り消した者には、ご本人宛通知のうえ受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を、現金書留により受検申請者が指定した郵便物送付先住所に郵送します。返金の時期は2月中旬頃となります。
- ⑨申込書類は返却しません。申込書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分いたします。

(4) 受検票の送付(受検者の郵便物送付先住所にハガキを送付)

平成30年12月10日(月)に発送を予定しています。**平成30年12月17日(月)までに送付がない場合は、必ず受検者本人から当協会まで連絡してください。**

7. 住所変更等について

郵便物送付先住所等に変更が生じた場合は、本手引き24頁の変更届をコピーし、必要事項を記入のうえ当協会あてに送付してください。

氏名及び本籍の変更は、戸籍抄本を同封のうえ簡易書留郵便にて送付してください。受験地変更については、下記の8項によるものとします。その他の変更届については、FAXによる送付としますが、送付後に必ず電話をして当協会で受理したことを確認してください。

8. 受験地変更について

受験地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により居住地が変わる等のやむを得ない理由により受験地変更を希望される場合は、平成30年12月17日(月)までに、下記①～③の書類を同封のうえ簡易書留郵便またはFAXにより当協会あてに送付してください。なお、FAXによる場合は必ず事前に電話連絡したうえで送付してください。また、送付後も当協会で受理したことを確認してください。

- ①変更届（本手引き24頁の書式をコピーしてご利用ください。）
- ②受検票のコピー（到着していない場合は不要です。）
- ③変更理由を証明するもの（転居先の住民票の写し、その他転居を伴う異動を証明するもの）

※出張及び旅行等は転居を伴う異動に含みません。

なお、試験会場の都合により受験地変更ができない場合もあります。受験地変更の可否については、当協会から受検者に連絡します。上記期日を過ぎた変更届は受付しません。

9. 受検の取り消しについて

受検を取り消す場合は、平成30年12月17日(月)までに書面により当協会あてに申し出てください。当協会へご連絡いただければ、手続方法及び返金方法についてご説明いたします。

受検の取消しを申し出た受検者については、受験手数料から試験事務手数料を差し引いたうえで受験手数料を返金します。上記期日を過ぎての受検の取消しはできません。**受検の取消しがなく受検しない場合は、「欠席」となり、受験手数料は返金いたしません。**また、欠席者には不合格の通知は送付しません。

10. 学科試験にあたっての注意

試験日時と試験会場については受検票により確認してください。また、試験会場までの経路、交通機関及び所要時間等をあらかじめ確かめたうえで、遅刻しないよう時間に余裕を持って来場してください。

できる限り公共交通機関をご利用ください。試験中に駐車違反等で呼出しを受け退室した場合は再入室はできません。また、試験開始から所定の時間内は退室が認められませんので、車での来場には十分に注意してください。

(1) 当日に持参するもの(忘れ物がないよう自宅を出る前にもう一度確認してください。)

- 1) 受検票(紛失された場合は、(2)の2)を参照してください。)
- 2) 筆記具 (硬度がB又はHBの黒鉛筆若しくはシャープペンシル、プラスチック消しゴム)
※上記以外の筆記具は機械が読み取れないで使用不可
- 3) 写真付き身分証明書 (運転免許証等、学生の方は学生証)
注1) 電卓は使用できません。
注2) 通信機能や計算機能などの機能がついた時計は使用不可となります。

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、9時00分までに来場し、受付で受検番号ごとに指定された試験室を確認したうえで、9時15分までに試験室に入室し、受検票を机の上に置いてお待ちください。
- 2) 受検票を紛失又は忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(免許証等)が必要です。
※紛失により再発行した受検票は受検後も大切に保管してください。
- 3) 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室及び受検はできません。
- 4) 試験開始後は30分経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。
- 5) 喫煙は、指定の場所のみとします。他の場所は禁煙です。
- 6) 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞄等にしまっておいてください。
- 7) 試験中は、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。
- 8) 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- 9) 不正行為があった場合及び試験監督者の指示に従わない場合は退場させます。また、不正行為を行った受検者には、「12. 不正行為に対する措置」を適用します。
- 10) **試験問題と択一式の解答については、試験日の翌日の9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表**いたします。なお、試験問題の持ち帰りを希望する受検者については、試験終了時刻まで試験室に着席していた者に限り許可されます。

(3) 試験の中止及び試験時間の繰り下げについて

大規模災害等により試験を中止する場合及び試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。公共交通機関の遅延など不特定多数の受検生に影響がある場合は、ご確認をお願いします。

11. 合格発表及び通知

(1) 合格発表予定(発表日が確定次第、当協会ホームページでお知らせします。)

- 1) 学科試験
・平成31年3月8日(金)(予定)
- 2) 合格発表の方法と場所

下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。

- ①一般社団法人 日本建設機械施工協会本部及び各支部
- ②国土交通省(各地方整備局、北海道開発局)
- ③内閣府沖縄総合事務局
- ④一般社団法人 沖縄しまたて協会
- ⑤一般社団法人 日本建設機械施工協会ホームページ <http://www.jcmanet.or.jp/shiken/>

(2) 合否の通知

受検者あてに郵便物送付先住所へハガキにより通知します。上記(1)の合格発表日から数日しても通知がない場合は受検者本人から当協会へご連絡ください。ただし、試験を欠席した受検者への不合格通知は送付いたしません。合格通知書は、実地試験の申込み時に必要になるので、大切に保管してください。

(3) 合否等の問合せ

合否については、上記(1)及び(2)によりご確認ください。**合否及び採点に関する問合せには一切応じられません。**

12. 不正行為に対する措置

受検中の不正行為のほか、申請書・証明書の虚偽記載等の不正な手段による受検が明らかとなった場合は、本技術検定の受検の禁止又は合格の取消しの措置を行います。この処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

また、不正行為に關係した者は建設業法違反として罰則を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

13. 個人情報について

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会及び国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部（国土交通省及び当該技術検定に係る業務の受託者を除く）に対して一切公表又は提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別及び写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。

2 級（学科試験のみ）（第2回）

14. 申込書類の作成方法

誤って記入した箇所は、二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

重 要

申込書類に記載する氏名、本籍、生年月日、現住所は、住民票のとおり記載してください。また、その後に当協会より送られる受検票や合格通知書に誤記がある場合は、速やかに当協会へ連絡し訂正を申し出てください。

受検申請書・履歴票の記入にあたっての注意及び記入例

- ※1：年齢は**平成31年3月31日現在**の年齢としてください。
- ※2：記入渋れや誤記等がある場合、受検できない場合があるので、受検者自身で正確に記入してください。
- ※3：楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
- ※4：提出には、必ず手引きに同封の専用封筒を使用し、封筒にも受験地名、差出人の住所、受検申請者の氏名を記入してください。
- ※5：誤つて記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

תְּהִלָּה וְעַמְּדָה בְּבֵית־יְהוָה בְּבֵית־יְהוָה

※2：楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。

※3：提出には、必ず手引きに同封の専用封筒を使用し、封筒にも受験地名、差出人の住所、受検申請者の氏名を記入してください。

※4：誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

「郵便振替払込受証明書」を貼付してく
ナリ。非申立ての旨のタビナカーナカニシテ

「ご利害分明細書」の左に書がれている写真の条件を、確認せんとください。それ以外のものは、認めません。

**原本を貼付してください。明細票のコピーの
ご注意ください。**

（二）この例は2つの種類の検査を〇で囲んで必ず取って保管してください。

この例は多くの場合の例です。
必ず受験者本筋が、手続きで記入してください。

水經注 卷之三

30

| | |
|----|---------------|
| | 姓 名 |
| | 京 東 |
| *1 | (第2回 学科の外) |

| | | | | |
|---------|------|----------|----|---|
| 梶原太郎 | フリガナ | カジワラ タロウ | 姓氏 | 3 |
| 郵便局→私達へ | 通称名 | | | |

籍本
太郎 原 横 氏名
4

| | | | |
|---|--------------------------|------------------|--------------------------|
| 5 | パスポート用 カラーピントト 明写真 | (通称名) ハセキ ハヤト | 注) 必ず申請者本人の手書きで、ご署名ください。 |
| ~ | ~ | ~ | 生年月日 |

写真店で撮影した見るさやコントローラーが透けて鮮明なカラー
写真。左側の「新規登録」ボタンを押すと、登録用の入力画面が表示される。

①縦4.5cm×横3.5cmのバスポート用写真用紙の
下申請用紙の

| | | | | | |
|----------|------|----|-------|-----|-----|
| 芝公園3-5-8 | 科字統級 | なし | 出・久区分 | 況状欠 | 出・久 |
|----------|------|----|-------|-----|-----|

④目前のカラード撮影したもの
⑤白黒の映画から上
⑥白黒の映画から下

03-3433-0401
受付局附印
⑤写真的裏に、氏名、受取する
端、郵便番号、電話番号を記入。アーティ
は使用できません。

芝生名前
苗字牛名
科第種※
⑥写真貼付間にめがれないよう
なさい。エヌアルビームへしく
たさう。

※印は、記入しないこと。
重面に記入箇所があります。

（30年10月1日撮影）
注）この大きさ以外は無効。
詳しくは「愛媛の手引」4頁で補
ります。

卷之三

日本語の学習者用語彙表

受検者の氏名を
撮影日を必ず記入してください。

コンピュータ入力票の記入にあたっての注意及び記入例

- ※1：□ 内は、必ず記入してください。

※2：□ 内は、該当する方が記入してください。

※3：記入洩れや誤記等があるので、受検者自身で正確に記入してください。

※4：楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。

※5：誤つて記入した箇所は三重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

15. よくある質問

2級

Q 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日（11月2日（月））の消印有効です。（個人別の簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。コピーは不可です。取得後6ヶ月以内で、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

Q 住民票、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、取得後6ヶ月以内のものを用意してください。コピーは不可です。
・写真は、撮影後6ヶ月以内のパスポート用証明写真（4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし）を用意してください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所に二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 発送日は平成30年12月10日（月）の予定です。12月17日（月）までに到着しない場合はご連絡ください。

Q 実地試験の受検に必要な実務経験年数はありますが、この「学科試験のみ」を受検することはできますか？

A できます。この「学科試験のみ」は、年齢条件さえ満足すれば、実務経験の有無に関係なく受検できます。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。試験会場の住所は、受検票に記載しております。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表されます。それ以外の期間は、公表いたしておりません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 申込後、氏名、本籍、郵便物送付先住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」最終頁(24頁)の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会 試験部宛」に送付してください。なお、現住所の変更の届出は不要です。
※9ページ「7.住所変更等について」を参照してください。

Q 学科試験の合格基準について、詳しく教えてください。

A 2級学科試験は、「100点(択一式共通問題50点、種別問題50点)を満点とし、総得点で60点以上を取得した者」が合格となります。

Q 学科試験は平成31年3月8日(金)(予定)に合格発表の予定とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 実地試験はいつ受検できるのですか？

A 必要とする実務経験年数を満足すれば翌年度以降に受検できます。
※19ページ「16.実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について」を参照してください。

Q 実地試験はいつまで受検できるのですか？

A 学科試験合格年度を含む12年以内(今回は西暦2029年度まで)の連続する2回の受検ができます。
※19ページ「16.実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について」を参照してください。

Q 実地試験にも合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した種別により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。学科試験のみの合格では運転できません。
※22ページ「表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係」を参照してください。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 (9:30~12:00、13:00~17:30)
なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかげ間違いないようお願ひいたします。)

16. 実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について

(1) 2級建設機械施工技士の資格取得の条件

資格取得には、学科試験合格後に「実地試験のみ」を受検し合格する必要があります。実地試験の受験には所定の実務経験が必要です。必要な実務経験の概要は下表のとおりですが、詳細は、実地試験のみの手引きに記載しております。

| 区分 | 学歴又は資格 | 必要とする実務経験年数 | |
|-----|--|---|--|
| | | 指定学科 | 指定学科以外 |
| (イ) | 学校教育法による ・大学卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」に限る） | 卒業後、受検しようとする種別に6月以上で、他の種別の経験を通算して1年以上の実務経験年数が必要 | 卒業後、受検しようとする種別に9月以上で、他の種別の経験を通算して1年6月以上 |
| (ロ) | 学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門学校卒業者（「専門士」に限る） | 卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に1年6月以上 ②同上の経験が1年以上1年6月未満で、他の種別の経験を通算して2年以上 | 卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上 |
| (ハ) | 学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く） | 卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上 | 卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に3年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して4年6月以上 |
| (二) | その他の者（最終学歴が中学校の場合が対象） | 卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に6年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して8年以上 | |

※高卒認定試験合格者等について

高等学校の指定学科以外を卒業した者には、文部科学省（旧文部省）が実施していた以下に示す①から⑦の試験に合格した者（以下「高卒認定試験合格者等」）を含みます。

- ① 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験
- ② 旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定
- ③ 旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定
- ④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正8年文部省令第9号）による試験
- ⑤ 旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校の尋常科
- ⑥ 旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校本課
- ⑦ 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者

(2) 実地試験の受検

学科試験のみを受検し合格した者は、学科試験合格年度を含む12年以内に実施する実地試験のうち、連続する2回の実地試験を受検することができます。

例えば、平成30年度の学科試験のみ合格者は、所定の実務経験を満たせば、翌年度から西暦2029年度までに実施する実地試験のいずれか1回を受検することができます。この実地試験に合格できなかった場合でも、翌年度の実地試験については、学科免除受検者として実地試験を受検できます。ただし、西暦2029年度に初めて実地試験を受検する者は、翌年度の実地試験は学科免除とならないため注意してください。（※事例は、実地試験が年1回の現行の事例です。）

実地試験で受検できる種別は、学科試験で合格した種別に限ります。

17. 参考

(1) 建設業法による技術者制度等

建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。（建設業法の許可業種のうち建設機械施工技士に関する業種は、土木工事業、舗装工事業及びとび・土工工事業です。）

営業所、工事現場に配置する技術者

| 許可を受けている業者 | | 指 定 建 設 業 土木工事業 建築工事業 管工事業 鋼構造物工事業 | | | そ の 他 (左記以外の 22 業種 とび・土工工事業) | | | | |
|------------|---------------------|--|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|--|
| 建設業の許可制度 | 許可の種類 | 特 定 | | 一 般 | 特 定 | | 一 般 | | |
| | 営業所に必要な技術者の資格要件 | 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 | | 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 | 一級国家資格者 実務経験者 | | 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 | | |
| 工事現場の技術者制度 | 元請工事における下請金額合計 | 4,000万円以上 注)1 | 4,000万円未満 注)1 | 4,000万円以上は契約できない 注)1 | 4,000万円以上 | 4,000万円未満 | 4,000万円以上は契約できない | | |
| | 工事現場に置くべき技術者 | 監理技術者 | 主任技術者 | | 監理技術者 | 主任技術者 | | | |
| | 技術者の資格要件 | 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 | 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 | | 一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 | 一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者 | | | |
| | 技術者の専任 | 公共性のある工作物に関する建設工事で、 請負金額が 3,500 万円以上のときに必要 注)2 | | | | | | | |
| 資格者証の必要性 | 発注者が国、地方公共団体等のときに必要 | 必要ない | | 発注者が国、地方公共団体等のときに必要 | 必要ない | | | | |
| | 監理技術者講習受講の必要性 | 必要ない | | 必要 | 必要ない | | | | |

注) 1. 建築一式工事の場合は 6,000 万円
2. 建築一式工事の場合は 7,000 万円

(2) 技術検定合格者の称号及び処遇等（建設業法関係）

学科試験合格後、前項16. (2) による実地試験を受検し合格した者は、国土交通大臣あてに技術検定の合格証明書の交付申請を行い、この交付を受けることで「2級建設機械施工技士」の国家資格を得て、建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者に就くために必要な次の①～③に示す有資格者になることができます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、舗装工事業、とび・土工工事業に限られます。

- ①請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、「一般建設業」の許可を得る場合に、営業所ごとに置く専任の技術者になれます。
- ②建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される主任技術者になれます。
- ③公共性のある工作物に関する重要な工事で、一定金額以上の工事現場においては、専任の主任技術者になれます。

(3) その他の資格等

合格者の称号及び処遇等に記載されている資格以外に次のような資格が得られます。詳細につきましては、関係機関へお問い合わせください。

- 1) 労働安全衛生法で定める特定自主検査者（事業内検査者）としての資格が得られます（事業者を除く）。特定自主検査者の関係は、表1のとおりです。
なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（建荷協）の支部等にお問合せください。
- 2) 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。各種運転技能講習との関係は、表2のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問合せください。
- 3) 1級建設機械施工技術検定合格者は、技術士法施行規則第6条第17号の規定により技術士第一次試験の一部が免除されます。

表1 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める特定自主検査者との関係

凡例【○：有資格者、△：検査者として必要な講習科目を一部免除】

| 事業内検査の 建設機械 資格種類 施工技士 | 車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用 掘削用及び解体用) | 車両系建設機械 (締め固め用) | 車両系建設機械 (基礎工事用) | 車両系建設機械 (コンクリート 打設用) | 高所作 業台車 | 不整地 運搬車 |
|--------------------------------|-------------------------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|------------|------------|
| 1級建設機械施工技士 | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ |
| 2級建設機械 施工技士 | 第1種 | ○ | △ | △ | △ | ○ |
| | 第2種 | ○ | △ | △ | △ | ○ |
| | 第3種 | ○ | △ | △ | △ | ○ |
| | 第4種 | △ | ○ | △ | △ | ○ |
| | 第5種 | △ | △ | △ | △ | ○ |
| | 第6種 | △ | △ | ○ | △ | ○ |

※事業内検査の方法等の詳細については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支
部等へ照会してください。

表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係

凡例【○：有資格者、△：必要な講習科目を一部免除、×：免除なし】

| 技能講習 の種類 建設機械 施工技士 | 車両系建設機械 (整地・運搬・積込 み用及び掘削用) 運転技能講習 | 車両系建設機械 (基礎工事用) 運転技能講習 | 車両系建設 機械 (解体用) 運転技能講習 | 不整地 運搬車運転 技能講習 | 高所作 業台車 運転技 能講習 | ショベル ローダー 等運転 技能講習 | 小型移動 式クレーン 運転技能 講習 | 地山の掘 削作業主 任者技能 講習 |
|-----------------------------|--|---|--|---|--------------------------|-----------------------------|--|--|
| 1級建設機 械 施工技士 | ○ ただし、2級の第1種又 は第2種に相当する操 作施工法を選択した者 | ○ ただし、2級の第6種に 相当する操作施工法 を選択した者 | 注)○(△) ただし、2級の第2種 に相当する操作施 工法を選択した者 | ○ ただし、2級の第1種 に相当する操作施 工法を選択した者 | △ | △ | △ 2級の第2種又は 第6種に相当す る操作施工法を 選択した者 | △ 2級の第1種 又は第2種に 相当する操 作施工法を 選択した者 |
| | △ 上段以外の者 | △ 上段以外の者 | △ 上段以外の者 | △ 上段以外の者 | | | | |
| 2級 建設機械 施工技士 | 第1種 | ○ | △ | ○ | △ | △ | × | △ |
| | 第2種 | ○ | △ | 注)○(△) | △ | △ | △ | △ |
| | 第3種 | ○ | △ | △ | △ | △ | × | △ |
| | 第4種 | △ | △ | △ | △ | △ | × | × |
| | 第5種 | △ | △ | △ | △ | △ | × | × |
| | 第6種 | △ | ○ | △ | △ | △ | △ | × |

注) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習欄の○(△)については、平成25年7月の改正労働安全衛生規則の施行に伴う、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)が車両系建設機械に新たに追加されたため、鉄骨切断機等については△、既存のブレーカについては○となる。

よって、1級(2種相当)及び2級(2種)の有資格者であったとしても、上記鉄骨切断機等の運転業務に就く場合には、運転技能講習規定に基づく講習(科目一部免除)を受講する必要がある。

※ 建設機械施工技士の資格で従事できる建設機械の詳細については最寄の労働局又は労働基準監督署に確認してください。

身体の不自由がある者の受検について

身体の不自由がある者については、受検申込時に当協会までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ①車椅子による受検が可能となる配慮(ただし、実技試験を除く)
- ②試験会場までの自家用車の利用に係る配慮
- ③補聴器、拡大鏡等の使用の許可
- ④注意事項についての文字による説明
- ⑤付添者による介助の許可(ただし、学科試験における付添者の入室は原則として認めません)
- ⑥その他対応可能な身体の不自由への配慮

なお、上記に係る配慮のための申出書の提出と、事故防止等の観点から受検についての医師の許可書等を求める場合があります。

ご 注意

申請書類の虚偽記載は、受検ができません。また、合格が取り消されます。

不正受検(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意の上、受検申請を行ってください。

- 受検申請書の「実務経験内容」及び「実務経験年数」等については、受検者自身が記入・確認の上、お送りください。
 - 実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認の上、証明を行ってください。
- ※なお、申請内容については、改めて確認させていただくことがあります。

月 日

平成30年度 2級建設機械施工技術検定試験（学科試験のみ）（第2回） 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

申込時の学科希望受験地

| |
|--|
| |
|--|

注）上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

受検番号

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
|--|--|--|--|--|

受検申込時の氏名

| フリガナ | (氏) | (名) |
|------|-----|-----|
| 漢字 | | |

生年月日

| | |
|----------|----------|
| 昭和 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
|----------|----------|

※受検番号は受検票（平成30年12月10日発送予定）に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受検申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。

※郵便物送付先にしていない現住所の変更については、届出は不要です。

※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

| | | |
|------------|--------|--|
| フリガナ | | |
| 住所 | (〒 -) | |
| TEL. - - - | | |

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名

| | | |
|------|-----|-----|
| フリガナ | | |
| 漢字 | (氏) | (名) |

新氏名

| | | |
|------|-----|-----|
| フリガナ | | |
| 漢字 | (氏) | (名) |

→

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍

| |
|--|
| |
|--|

新本籍

→

| |
|--|
| |
|--|

※同一都道府県内での変更は必要ありません。

④希望受験地変更

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。

- ・受検票のコピー（受検票が到着していない場合は不要です）
- ・変更理由の証明になるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）

※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地

| |
|--|
| |
|--|

新希望受験地

→

| |
|--|
| |
|--|

理 由

| |
|--|
| |
|--|

⑤その他

| |
|--|
| |
|--|

注意

- ・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部
- ・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。

TEL:03-3433-1575 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

注) このページをコピーして使用してください。

主な「受検の手引」販売先一覧表

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-------------------------------|--|--------------|
| 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試 験 部 | 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 | 03-3433-1575 |
| ※同 施工技術総合研究所 | 〒417-0801 静岡県富士市大淵 3154 | 0545-35-0212 |
| 同 北 海 道 支 部 | 〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 2-8 さつけんビル 5F | 011-231-4428 |
| 同 東 北 支 部 | 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台本町ビル 5F | 022-222-3915 |
| 同 北 陸 支 部 | 〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-1 興和ビル 9F | 025-280-0128 |
| 同 中 部 支 部 | 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-17-10 三愛ビル 5F | 052-962-2394 |
| 同 関 西 支 部 | 〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4 谷町スリースリーズビル 8F | 06-6941-8845 |
| 同 中 国 支 部 | 〒730-0013 広島市中区八丁堀 12-22 築地ビル 4F | 082-221-6841 |
| 同 四 国 支 部 | 〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クリエイトビル 4F | 087-821-8074 |
| 同 九 州 支 部 | 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-4-30 いわきビル 2F | 092-436-3322 |
| 一般社団法人 沖縄しまたて協会 | 〒901-2122 浦添市字勢理客 4-18-1 トヨタマイカーセンター4F | 098-879-2097 |
| ※同 北 部 支 所 | 〒905-1152 名護市字伊差川 24-1 | 0980-53-1555 |

※を除き、郵便販売もしています。

平成30年度 2級建設機械施工技術検定試験(学科試験のみ) (第2回)

受 検 の 手 引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8
 TEL 03-3433-1575 (平日9:30~12:00、13:00~17:30)
 FAX 03-3433-0401 URL <http://www.jcmanet.or.jp>

「受検の手引・申込用紙」共で1部500円（郵送で請求のときは送料共で1部750円）
 落丁、乱丁はお取替えいたします。（不許複製）